

吾妻山周辺森林生態系保護地域の保全管理に関する検討会

日時：2010年7月8日 13時30分～15時30分

出席機関：山形大学、環境省裏磐梯自然保護官事務所、山形県置賜総合支庁環境課、米沢市役所観光課、
(社)米沢観光物産協会、白布温泉観光協会、(株)天元台、NF 米沢、吾妻の森と緑のトラスト運動、
西吾妻山案内人クラブ、米沢山の会、置賜森林管理署(事務局)

オブザーバー参加：高山の原生林を守る会

司会進行：片桐森林管理署次長

あいさつ：須藤文雄署長

今回は平成22年度の各団体の取り組み状況について検討していただきたい。

座長：青柳和良

NFの代表として、磐梯朝日国立公園60周年表彰を受けた。多くの会員の協力支援の中で、ようやくその活動内容が市民にも認知されるようになったが、この活動の成果は時間がかかるので、良かったかどうかはまだ分からない。

斎藤員郎氏(山形大学名誉教授：森林生態学)あいさつ

吾妻山の自然環境については皆さんの努力により、目に見える形で成果が表れている。自然環境の修復についてはともすれば、目にみえた形で、元通り奇麗になることが目的であると、とらえられがちである。この吾妻山については、この検討会で余計なことも申し上げられる機会があることにより、他の自然修復事業に見られるようにあまりにもひどい状況にはならないで済んでいるのではないか。最近、関心をもったことを2,3紹介したい。

(1) 巨木のなら枯れ対策について先日テレビで拝見した。なら枯れの対処療法についてはいろいろ検討され、実施されているが、森林の側からの因果関係解明はどの程度すすんでいるのか、樹の齢構成や森林生態的ダイナミズムからの検討事例については、あまり聞かない。技術論でない方向からの検討が必要ではないか。

(2) 青森県のミズゴケ湿原が枯れてヨシが繁茂したので、大変だということで、県関係者は放置しておけばミズゴケ湿原が壊滅するので何とかしなければいけないということで、考え出した措置としてヨシを刈ればよいということになった。あまりにも短絡的思考にとっても驚いて青森県に電話した。水管理、水利状態、湿原周辺の伐採や整備との因果関係を検討せず、ただヨシを伐採すればいいという視点は目の先の景観管理だけにとらわれているのではないか。

(3) 25000分の1の植生図整備事業を環境省で行っている。10年前から書き直し作業をしている。整備完了状況は、全国平均55%に対し、東北は30%未満、山形に至っては23%程度である。これは山形県では開発志向が強いので、こういう事業の推進に対する理解が立ち遅れている。東京、千葉、愛知は100%終了している。山形県民として肩身の狭い思いをしている。特に山形県は吾妻、飯豊の植生の環境管理のデータベース完備を急ぐ必要がある。でないと、開発が激しくなりつつあるので手遅れになるのではないかと恐れている。自然環境整備の基盤となるデータベースを完備する必要がある。現政権の事業仕訳では積極推進の方針のようである。ここに参加している各機関からも行政に対して積極的に申し入れしてもらいたい。

1. 今年度における各団体の取り組みについて

森林管理署

本検討会は、生態系保護地域の適切な保全、管理を推進する各団体の情報交換等により、各種事業の円滑な推進を図ることを目的として、平成20年度に立ち上げ、年2回(7月と3月)開催している。これまで、弥兵衛平湿原の植生回復事業、馬場谷地湿原の長期モニタリング(平成19年終了)、西吾妻小屋の周辺の荒廃地(平成21年からとりくみ)保全、踏み込み防止のための誘導ロープ・標識、登山道道標の設置、保全、登山マナー指導等を実施してきた。

馬場谷地については、平成12年に丸太撤去しモニタリングを開始した。平成20年から新たに2本程度撤去している。本年度も2本撤去することとしたい。

若女平分岐部で270平方メートル程度の湿原があり、崩壊が進行している。

裏磐梯自然保護官事務所

自然公園法に基づく業務が中心。裏磐梯自然保護官事務所では磐梯朝日国立公園は飯豊の福島県側、磐梯山、吾妻山を管理。ビジターセンターを月山、浄土平、磐梯の3か所で運営。

グリーンワーカー事業として裏磐梯、浄土平、猪苗代で磐梯地区パークボランティア（26名）を中心に清掃活動を行っている。また平成20年度からは福島県自然保護協会に委託しオオハンゴンソウの駆除を行っている。

山形県、米沢市役所：米沢観光物産協会に委託吾妻地区刈り払いを実施（本年は若女平沢コースも予定）。

白布温泉観光協会：特別な取り組み計画ない

（株）天元台：西大巓までの登山道の整備が必要ではないか。山頂直下が崩れかけてきており、植生に対する影響があるのではないかと危惧している。

吾妻の森とトラスト運動

生態系保護地域設定に合わせて設立、弥兵衛平、馬場谷地等に対する監視活動をしている。

米沢山の会：会則に基づき一般登山者に対するマナー指導をしている（登山ステッキ保護具の設置、登山靴清掃、人形石でのケルン等石積の抑制）。

NF 米沢

植生回復措置については、本年はできれば種まき作業をしないで、労力を削減できないか実験処理を実施している（マルチング材料の検討、むしろ設置等）

2. 質疑

（1）若女平登山道保全

Q：若女平コースを閉鎖したらどうか、登山者にどの程度影響があるか（山形県置賜総合支庁）

A：ルート閉鎖は自然公園法の利用計画として位置づけがあるかにより扱いが異なる。運用面では、登山者の通行コースが変化するので登山者に対するPR活動や影響の検討が必要。

Q：植生回復を図るためには入山規制をしないと根本的な対策ができないのではないか。（山形県置賜総合支庁）

- 米沢山の会：吾妻に残る本来の登山のコース（昔ながらのコース）であり、天元台からの周回コースを組んでくる登山者が多い。できれば木道にしてほしい。閉鎖は避けてもらいたい
- 山案内人：通行止めは馬場谷地の場合同様、各方面にその状況を知らせないと、登山客に迷惑をかける。このルートは山らしい山である。できれば木道設置をしていただきたい。残雪期に天狗から下山コースを踏査してみたが林が途切れるところがある。森林帯を通るコースは、湿原がある可能性があり困難なのではないかと思う。
- トラスト：体力のないものにとっては、このコースは一般的ではなく、登山者は少ない。一番多いのは学校登山ではないか。それはやめてもらおう。緊急時には使用可能な緩やかな措置で対応できないか。禁止と木道を組み合わせれば対応可能ではないか。
- 米沢山の会：今は、学校登山は実施されていない。
- 裏磐梯：自然公園法上は、木道や開道などの工作物設置は規制の対象になっている。特に特別保護地区では公園事業という形でどこかに管理者になってもらい、認可申請して、木道整備をしてもらっている。当該コースは公園事業としては事業施行されていない。通行止めは自然公園法上の問題はない。しかし、コース変更、木道設置は規制の対象になる。どこかが管理者になってもらい公園事業の施行という形が必要。手続き的には開発行為と同じようにどこかが管理責任者となる必要がある。
- 米沢市：刈り払いは市で行っているが、木道管理は市ではしていない。
- 斎藤：議論が逆ではないか、登山道は自然発生的にできたものである。その場合は難儀しないで歩けるところがルートとなったので湿原に登山道ができた。しかし、現在の自然保護の保全策では湿原は避けることが最優先である。手続きなどの法的対応は人間の問題であり、湿原からの迂回ルー

トを作るのが最善と考える。小屋の位置と迂回ルートはどうやって探すかなどの技術的問題より、発想の問題が重要。まずやりましょう。あとは役所間で調整してもらえばいい。また、ルート変更にあたって観光上どうのこうのというのはおかしい。山形県の民度の問題ではないか。

- トラスト：斎藤先生のいつもながらの明快な答えだが、木道設置のお金の問題など、考えなければならぬ手続きがある。弥兵衛平は福島と山形両県で会議を持ち、木道再整備のお金は山形県で負担した。今回のコースは山形県のみであるので山形県の問題となる。
- 青柳：県、環境省の姿勢が今後問われるのではないか。
- 特別保護地区、コア部分でもある。登山道部分をのぞいたので森林生態系保護地域としても手続きが必要なので、その部分も検討必要。馬場谷地のルート変更でいろいろ問題が起きた経験を踏まえるべき。
- 斎藤：ここ（若女コース）の管理体制が不明なのが荒廃の原因ではないか。馬場谷地も同じ。管理責任を明確にしていなかったのが問題。どこの登山道も同じ。蔵王山でも申し入れしたが管理責任が明確ではなかった。行政はしっかりその辺を明確にしてほしい。
- 県：最上の総合支庁にいた際に、同様の問題があり、本庁の見解は、国、県の登山道整備責任は、最初作った所が責任を負うべきとのことであった。登山道は登山者が歩いてできたものであるが、県で作成するマップには県がその登山道を入れていながら、管理していないというのは矛盾である。県は木道整備の方向にはいかない。環境省も事業仕訳等で予算的にむずかしい。ゴルフ場の修理地と同じ扱いで、閉鎖して植生回復まで遠慮してもらうこともありうるのではないか。それも発想の転換ではないか。よろしくお願ひしたい。
- 斎藤：管理責任がはっきりしないのなら登山道の問題をこの場で話し合う意味がない。国の国土であるのできちっとした役所の管理体制があるべき。役所の責任としてそんなことですかと言いたい。
- 青柳：まず、役所が本気になって考えてもらわないと先に進まない。
- 斎藤：話し合うのではなく、制度、政治の問題である。
- トラスト：お金の出し方は、いろいろある。きちんとした木道を作る。森林生態系保護地域、県環境税等工夫のしようがあるのではないか。

（２）西大巔－吾妻小屋登山道保全

- 誘導ロープ設置の効果はあったか。
- 水場周辺については植生回復効果が認められつつある。
- 斜面に切られた登山道に雨水等が流れ込み、斜面の表土が削られてしまうので、道を切るときは水を分散する措置が必要。
- 山形側では既に木道が整備され、保全事業は、NF 米沢が中心となって、その周辺の植生回復事業として実施されている。森林生態系保護地域としての保全は福島県より先をいっている。
- 登山道は特別保護地域指定のエリア内であり、環境省の管理管轄範囲だが、県に管理委託している。
- 該当する登山道は磐梯朝日国立公園計画図では12番と付されており、その登山道は特別保護地域で浄土平～白布峠まで吾妻連峰の主稜線を縦走する登山道である。12番に該当するか所の湿原及び高山植生の部分については、植生保護のため、木道等を整備する。（昭和60.1.31告示）」とある。しかし、現在のところ木道は未整備である。
- 山形県側では置賜森林管理署が事務局となり「吾妻山周辺森林生態系保護地域の保全管理に関する検討会」が設定されている。検討会の座長はNF 米沢の代表、植生回復事業の資金は県。という役割分担となっている。
- 西大巔から西吾妻小屋間については登山道周辺の斜面崩壊も進行しており、自然保護団体のボランティアレベルで対応できる問題ではなく、行政はじめ関係機関により総合的に対応策を検討する必要がある。そのため福島県側でも同様の「検討会」を設定していく必要がある。
- かつて、吾妻連峰森林生態系保護地域の設定にあたって「協議会」が組織されていたが、現在は機能していない。
- 現状では、グランデコから縦走して天元台に向かっているツアーが多くなっており、利用の問題と

保全についても検討が必要。

- 飯豊連峰保全協議会については環境省の羽黒自然保護官事務所が窓口になっているが、事務局は民間に委託している。登山道の設置計画に特化したものである。福島県に該当するか所は民有地なので会津森林管理署としては深く関与していない。

2) 今後の進め方

- 「吾妻連峰森林生態系保護地域連絡協議会（仮）」の立ち上げを目指す。県等に対する呼びかけは、裏磐梯自然保護官事務所または会津森林管理署のどちらで引き受け可能か持ち帰って検討する。
- 森林生態系保護地域については、面的管理は森林管理署、登山道の線的管理は環境省といった対処療法的対応ではなく、登山道の崩壊で森や湿原の崩壊につながっているのが実態であり、お互いに協力し、智恵を出していくことが大切。
- いずれにしても福島県自然保護課が参画することが必要だが、何の目的で誰が、どういうことをといた事を明確にしていかないと、行政は動きづらいだろう。群馬県では森林管理署がその辺の考え方を整理して「赤谷プロジェクト」を立ち上げた事例がある。
- 裏磐梯自然保護官事務所として「吾妻連峰森林生態系保護地域連絡協議会（仮）」設定の受け皿になれるか、6月末を目標に調整する。
- 今後はメールにより連絡を取り合うこととする。